

議案第 1 2 1 号

安中市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安中市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安中市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
(平成24年安中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。